

平成15年 6月11日

株主各位

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

**日本油脂株式会社**

代表取締役社長 中嶋洋平

## 第80期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第80期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「議決権の行使についての参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成15年 6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号  
恵比寿ガーデンプレイスタワー 4階  
スペース6 会議室
3. 会議の目的事項  
報告事項 第80期（平成14年4月1日から平成15年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

## 決議事項

- 第1号議案 第80期利益処分案承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件  
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」（3頁から6頁）に記載のとおりであります。
- 第3号議案 取締役2名選任の件
- 第4号議案 監査役4名選任の件
- 第5号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第6号議案 自己株式買受けの件  
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」（10頁）に記載のとおりであります。
- 第7号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件  
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」（11頁から13頁）に記載のとおりであります。

以 上

# 議決権の行使についての参考書類

## 1. 総株主の議決権の数

199,863個

## 2. 議案および参考事項

### 第1号議案 第80期利益処分案承認の件

議案の内容は、別添同封の第80期報告書20頁に記載のとおりであります。当期の利益配当金につきましては、当社をとりまく環境が依然として厳しい中、今後の経営環境を勘案しまして、前期と同額の1株につき3円（中間配当金を含め年6円）といたしたいと存じます。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、商法第212条の規定に基づき、平成15年2月25日付をもって、自己株式株3,597千株を消却いたしましたので、現行定款第5条「発行する株式の総数」について所要の変更を行うものであります。
- (2) 平成15年4月1日「商法等の一部を改正する法律」（平成14年法律第44号）が施行され、単元未満株式の買増制度の創設、株券失効制度の創設、株主総会特別決議の定足数の緩和等の改正が行われました。これに伴い、株主各位のご便宜をお図りするため、第6条の2「単元未満株式の買増し」を新設するとともに、株券失効制度の創設、株主総会特別決議の定足数の緩和等に対応するため、現行定款第8条「名義書換代理人」、同第13条「総会の決議」について所要の変更を行うものであります。
- (3) 上記の変更に伴い、一部字句の修正を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、<u>790,000,000株</u>とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、<u>786,403,000株</u>とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(<u>単元未満株式の買増し</u>) <u>第6条の2 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、<u>株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p>
<p>(名義書換代理人) 第8条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 当社の株主名簿および<u>実質株主名簿</u>は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示ならびにそれらの抹消、株券の交付、単元未満株式の買取、届出の受理等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、単元未満株式の買取等に関する請求ならびに届出の手續および手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(名義書換代理人) 第8条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 当社の株主名簿 (<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>および<u>株券喪失登録簿</u>は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示ならびにそれらの抹消、株券の交付、単元未満株式の買取および<u>買増し</u>、届出の受理等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、単元未満株式の買取および<u>買増し</u>等に関する請求ならびに届出の手續および手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主の届出)</p> <p>第9条 株主 <u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u> および登録質権者またはこれらの法定代理人は、氏名、住所および印鑑を当社の名義書換代理人に届けなければならない。ただし、署名の慣習のある外国人は、署名鑑を届けなければならない。</p> <p>これを変更したときも同様である。</p> <p>株主、登録質権者またはこれらの法定代理人が外国に居住する場合には、日本国内に仮住所を定め、または日本国内に居住する者を代理人に選定し、その旨を当社の名義書換代理人に届けなければならない。</p> <p>これを変更したときも同様である。</p>	<p>(株主の届出)</p> <p>第9条 株主および登録質権者またはこれらの法定代理人は、氏名、住所および印鑑を当社の名義書換代理人に届けなければならない。ただし、署名の慣習のある外国人は、署名鑑を届けなければならない。</p> <p>これを変更したときも同様である。</p> <p>株主、登録質権者またはこれらの法定代理人が外国に居住する場合には、日本国内に仮住所を定め、または日本国内に居住する者を代理人に選定し、その旨を当社の名義書換代理人に届けなければならない。</p> <p>これを変更したときも同様である。</p>
<p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎決算期の最終の株主名簿<u>および実質株主名簿</u>に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使する株主とみなす。</p> <p>前項その他本定款に別段の定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使する株主とみなす。</p> <p>前項その他本定款に別段の定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>
<p>(総会の決議)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合のほか、出席株主の議決権の過半数によって決定する。</p>	<p>(総会の決議)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合のほか、出席株主の議決権の過半数によって決定する。</p> <p><u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上によって決定する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(利益配当金の支払)</p> <p>第31条 当会社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿および<u>実質株主名簿</u>に記載または記録された株主または登録質権者に対し支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第32条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿および<u>実質株主名簿</u>に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5に定める金銭の分配（中間配当という）をすることができる。</p>	<p>(利益配当金の支払)</p> <p>第31条 当会社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第32条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5に定める金銭の分配（中間配当という）をすることができる。</p>

### 第3号議案 取締役2名選任の件

取締役山崎真吾氏は、本総会終結の時をもって取締役を辞任されますので、その補欠として、また、当社の多岐にわたる事業内容にかんがみ、経営陣の強化と業容の一層の発展を図るため、新たに取締役1名を増員し、合わせて取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社の株式の数
1	鈴木 重雄 (昭和21年 8月9日生)	昭和44年4月 当社入社 平成7年9月 同化学品事業部DI プロジェクト部長 平成8年6月 P.T.エヌ・オー・エ フ・マス・ケミカ ル・インダストリー ズ取締役社長(出 向) 平成11年12月 当社化成事業部副事 業部長 平成13年6月 同執行役員、化成事 業部長 現在に至る	8,000株
2	服部 勝英 (昭和19年 7月17日生)	昭和43年4月 当社入社 平成5年4月 同愛知事業所武豊工 場研究開発部長 平成7年7月 同愛知事業所武豊工 場監理部長 平成9年6月 同化薬事業部推進シ ステム営業部長 平成12年6月 同執行役員、化薬事 業部長 平成14年9月 同常務執行役員、化 薬事業本部長 現在に至る [他の会社の代表状況] 北海道日本油脂株式会社代表取締役社長	7,000株

(注) 取締役候補者のうち、当社との間に特別の利害関係を有する者は次のとおりであります。

1. 取締役候補者服部勝英氏は、北海道日本油脂株式会社の代表取締役社長を兼任しており、当社は同社と産業用爆薬、火工品等の販売等の取引関係があります。
2. その他の候補者については、当社との間に特別の利害関係はありません。

(注) 本総会において選任された取締役の任期は当社定款第18条の規定により、他の現任取締役の任期満了の時までとなります。

#### 第4号議案 監査役4名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役全員（4名）が任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社の株式の数
1	※ 山崎 真吾  (昭和12年 11月22日生)	昭和36年4月 当社入社 平成4年6月 同取締役 平成12年6月 同常務取締役、執行役員 平成14年6月 同取締役、常務執行役員  現在に至る	42,000株
2	※ こあくつ りつお 小坪 律夫  (昭和14年 12月26日生)	昭和37年4月 株式会社富士銀行 (現株式会社みずほコーポレート銀行) 入行 平成元年6月 同取締役 平成3年5月 同常務取締役 平成6年5月 同専務取締役 平成7年6月 同取締役退任 平成7年6月 日本抵当証券株式会社取締役社長 平成12年6月 日本抵当証券株式会社取締役社長退任 平成12年6月 トピー工業株式会社 監査役  現在に至る	0株



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社の株式の数
3	酒井 昇平 (昭和12年1月30日生)	昭和36年4月 当社入社 平成2年6月 同取締役 平成9年6月 同常務取締役 平成10年6月 同専務取締役 平成12年6月 同専務取締役、執行役員 平成14年6月 同監査役 現在に至る	55,000株
4	早坂 宗 (昭和20年4月25日生)	昭和43年4月 安田信託銀行株式会社(現みずほ信託銀行株式会社) 入行 平成7年6月 同取締役 平成10年4月 同常務取締役 平成12年5月 同専務取締役 平成14年6月 同取締役退任 平成14年6月 みずほアセット信託銀行株式会社(現みずほ信託銀行株式会社) 監査役(現在に至る) 平成14年6月 当社監査役 現在に至る	0株

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 小坏律夫氏および早坂 宗氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役の候補者であります。
- (注) ※は新任候補者であります。

## 第5号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、取締役を辞任されます山崎真吾氏および本総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任されます山中立之氏、安念 満氏に対し、在任中の功労に報いるため退職慰労金を、当社の内規に基づき、相当の範囲内で贈呈いたしたいと存じます。

その具体的金額、贈呈の時期および方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

退任取締役および退任監査役各氏の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
山 崎 真 吾	平成4年6月 当社取締役 平成12年6月 同常務取締役、執行役員 平成14年6月 同取締役、常務執行役員 現在に至る
山 中 立 之	平成13年6月 当社監査役 現在に至る
安 念 満	平成12年6月 当社監査役 現在に至る

## 第6号議案 自己株式買受けの件

機動的な資本政策を遂行することが可能となるように、商法第210条の規定に基づき、本総会終結の時から次期定時株主総会終結の時までに、当社普通株式500万株、取得価額の総額20億円を限度として買い受けることにつき、ご承認をお願いするものであります。

## 第7号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、以下の要領により、当社の取締役および使用人に対しストックオプションとして新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気をより一層高めるとともに、株主を重視した経営を一層推進することを目的とし、当社の取締役および使用人に対して以下の2.に記載の発行要領に基づき新株予約権を発行するものであります。

### 2. 新株予約権発行の要領

#### (1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社の取締役および使用人

#### (2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式600,000株を上限とする。

ただし、下記(3)により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

#### (3) 発行する新株予約権の総数

600個を上限とする。

なお、各新株予約権の目的たる株式の数は普通株式1,000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

#### (4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.03を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が発行日の終値（当該日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づく転換社債の転換および「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）施行前の商法第210条ノ2の規定に基づき付与された株式譲渡請求権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える

ものとする。

さらに、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成17年8月1日から平成21年7月31日まで

(7) その他の新株予約権の行使の条件

- ① 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ② その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。

(8) 新株予約権の消却事由および条件

当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要するものとする。

以 上



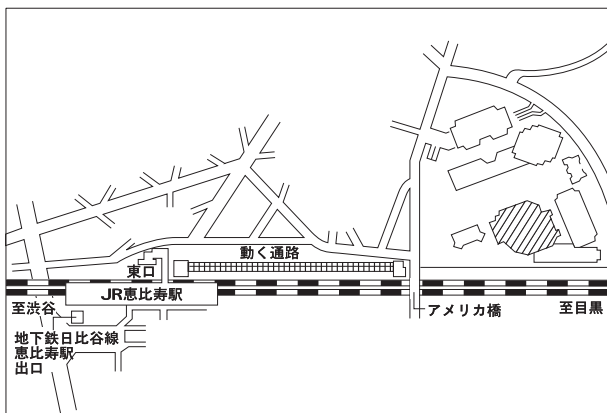


## 株主総会会場ご案内図

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

恵比寿ガーデンプレイスタワー 4階

スペース6 会議室



交通 JR山手線、埼京線 恵比寿駅東口動く通路 徒歩5分  
地下鉄日比谷線 恵比寿駅 徒歩8分